

<その他>

Q29: 道路の幅が4.0m未満の場合はどうしたらよいですか。

1.8m以上4.0m未満の道路（建築基準法第42条第2項道路）は道路後退が義務付けられていますので、ブロック塀等の除去後引き続き新たな塀等を設置する場合は、道路中心から2.0m（反対側に水路やがけがある場合は、反対側の道路境界から4.0m）後退する必要があります。
後退しない場合は補助対象外です。

Q30: どこまで道路後退すればよいのかわかりません。

官民界立会いを実施し、確認してください。後退部分の土地の取り扱いについては千曲市役所 建設部建設課 管理係へお問い合わせください。

Q31: 業者を紹介してください。

市では特定の業者を紹介することはできません。お近くの業者などにご相談してください。